

第 54 期（第 11 回）高知地方最低賃金審議会

日時 令和 6 年 10 月 1 日

場所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について

(2) その他

3 閉 会

資 料

1 第 54 期高知地方最低賃金審議会委員名簿

2 特別小委員会報告書（電子部品等製造業）

3 業務改善助成金の申請状況

第54期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和5年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益委員	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表委員	いちかわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	おおさき まさひろ 大崎 真広	凸版印刷労働組合エレ関東支部副支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	ほどおが のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表委員	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事(令和5年6月28日任命)
	かたやま こうき 片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウッド代表取締役社長
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建设株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

令和6年9月10日

高知地方最低賃金審議会

会長 近藤 啓明 殿

高知地方最低賃金審議会
高知県電子部品・デバイス・電子回路、
電子応用装置、映像・音響機械器具製
造業最低賃金 特別小委員会

座長 中橋 紅美

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、
映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（特別小委員会報告）

当小委員会は、令和6年8月1日高知地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったことを報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりであり、開催状況は別紙のとおりである。

記

公益代表委員 中橋 紅美 上村 浩 浜田 久美子

労働者代表委員 市川 稔道 大崎 真広 白木 政行

使用者代表委員 沖田 良二 片山 弘紀 白山 早苗

第1回 令和6年9月10日

組織、審議の進め方、資料説明、参考人意見聴取、労使の基本的主張、必要性審議、結審

出席者	公益代表	中橋委員	上村委員	浜田委員
	労働者代表	市川委員	大崎委員	白木委員
	使用者代表	沖田委員	片山委員	白山委員

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業
最低賃金金額改定における労働側基本的主張

1. 電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っている。政府統計を見ると、電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約15%を占めている。または高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。
2. 電機連合2024年総合労働条件改善闘争では、大手組合はベースアップ13,000円、299名以下の中小組織では、平均賃上げ額10,422円(3.96%)の賃金水準改善を行った。また、企業内賃金のミニマム基準である産業別最低賃金(18歳見合い)については月額184,500円(11,000円引き上げ)を行い、この水準の時間当たり換算額は1,194円となった。

2024年の連合春闘結果や経団連の集計結果でも、昨年に引き続き大幅な賃金引き上げが行われており、高知県でも同様に賃金改善が図られている。同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と法定電機最賃との格差改善が必要と考える。
3. 春季生活闘争において5%を超える引上げ率であることや消費者物価指数の高い水準により地域経済への影響はあるものの、高知県の地域別最低賃金については、改定額952円(引き上げ額55円)が行われている。すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なり、特定(産業別)最低賃金は年齢を限定し且つ簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金である。

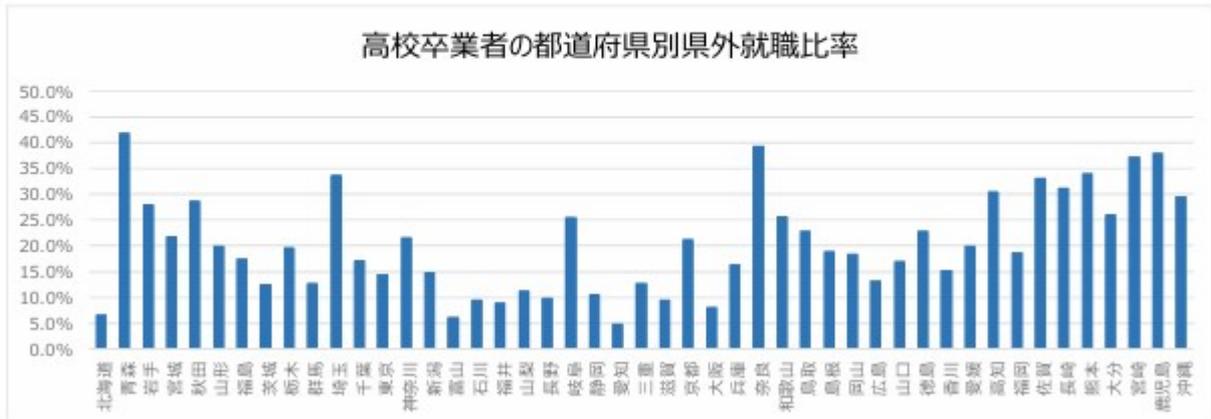
近年、高知県内の電機産業は縮小傾向となっているが、これまでの間、労使で産業の発展や人材確保の面からも論議してきたことを継続し、他県への流出に歯止めをかけ、高知県での電機産業の魅力を高めるために特定最低賃金の引き上げは必要と考える(参考資料1)。
4. 高知県における特定最賃は、「一般貨物最賃」、「電子最賃」であるため、県内での特定最賃を比較できないが、中国四国地方でみると電子部品を含む電気機械器具製造関連製造業の特定最賃は、他の製造業と比較しても比較的低い状態(参考資料2)である。令和5年度の全国平均額では電気機械器具960円(昨年比+30円)、一般機械981円(昨年比25円)、輸送機械1,002円(昨年比+30円)となっており、金属産業内製造業の格差改善にも取り組みたいと考える。

参考：令和4年全国平均額 電気機械器具960円、一般機械981円、輸送機械1,002円

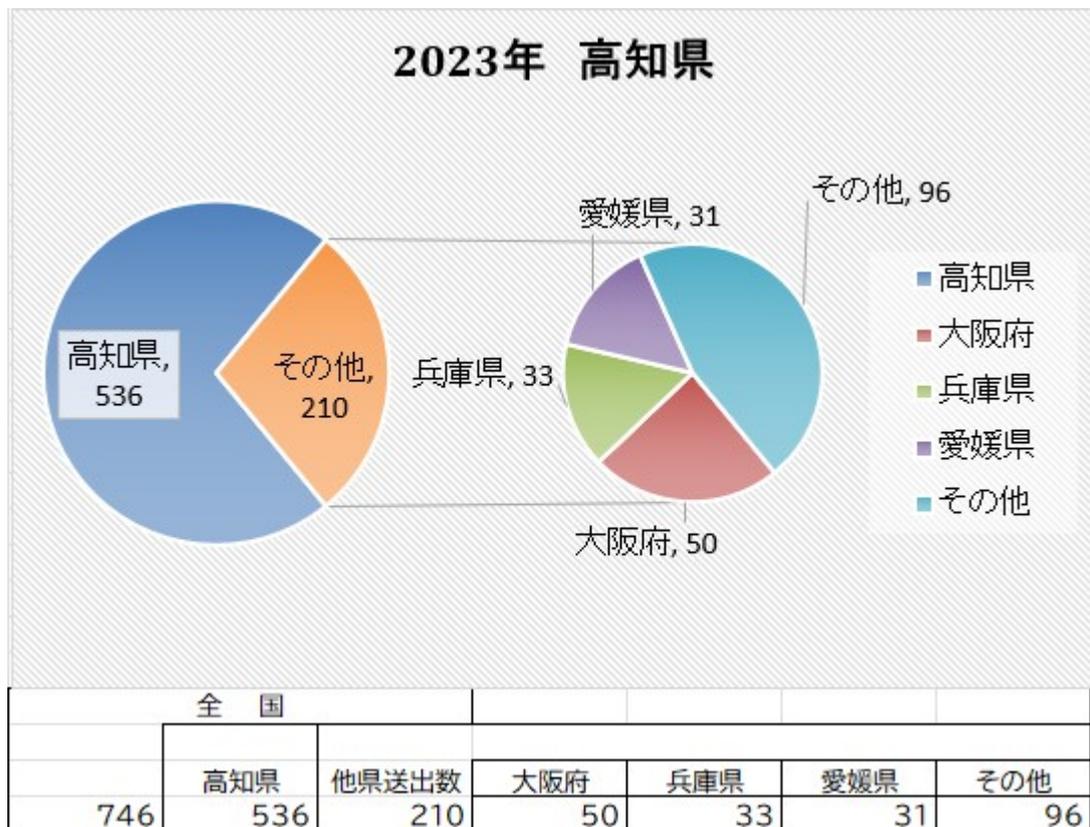
以上

【参考資料1】

地域別最低賃金は、最高額（1,113円）と最低額（893円）の差が220円あり、東京都と隣接する千葉県（1,026円）差は87円ある（2023年度）。人材確保の観点から、特定最低賃金によって、地域間格差を是正し、産業にふさわしい賃金へと引き上げていく必要がある。



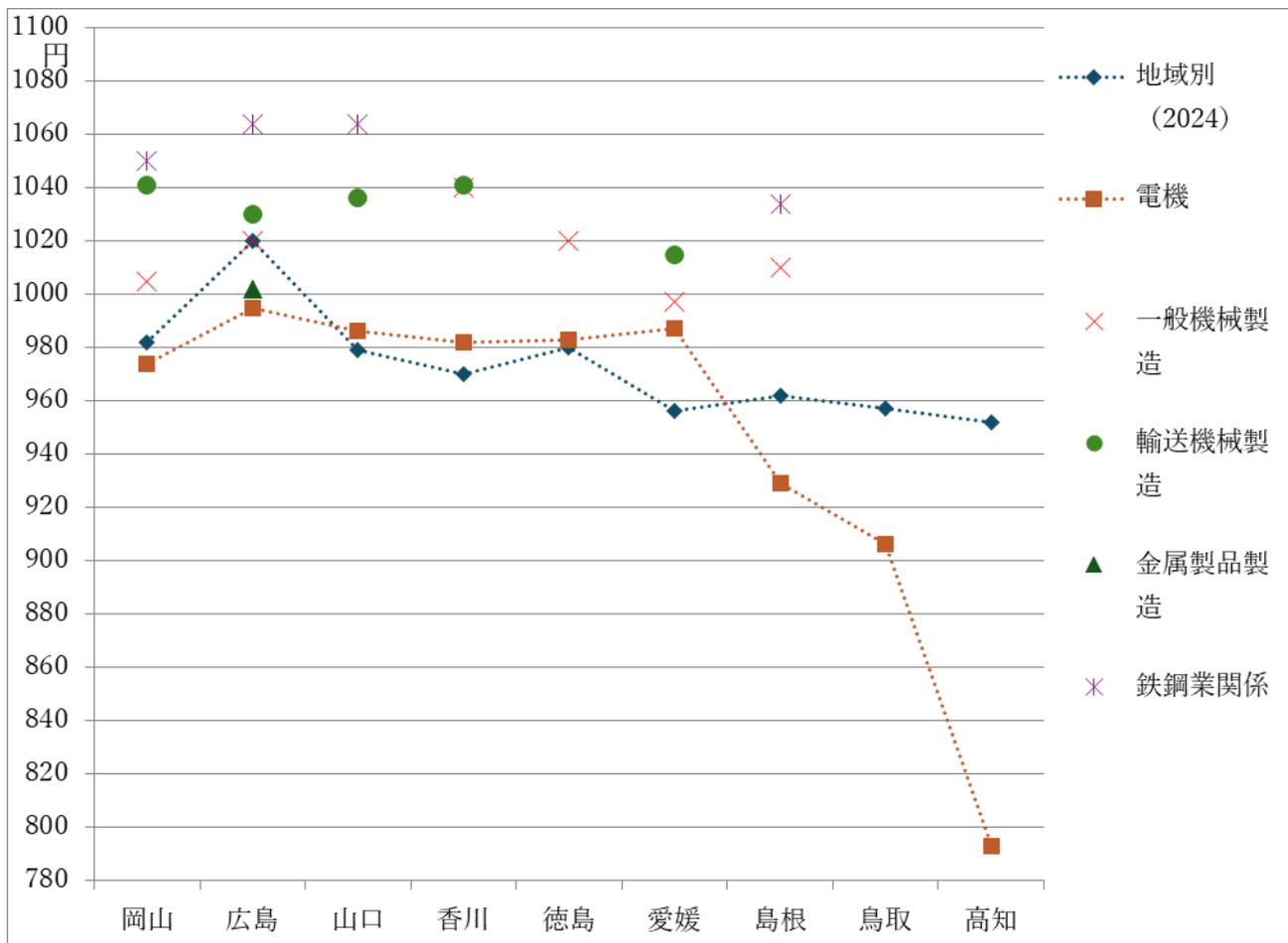
資料出所：文部科学省「2024年3月高等学校卒業者の就職状況」



令和5年度 中国四国地方の地域最賃と特定最賃(金属産業)

	地域別 (2024)	特定最賃(2023)				
		電機	一般機械 製造	輸送機械製造		金属製品 製造
岡山	982	974	1005	1041	(991) *	1050
広島	1020	995	1020	1030	(993) *	1002
山口	979	986		1036		1064
香川	970	982	1040	1041	*	
徳島	980	983	1020			
愛媛	956	987	997	1015	*	
島根	962	929	1010	(970) *		1034
鳥取	957	906				
高知	952	793				

* の岡山県、広島県、香川県、愛媛県の輸送機械最賃は船舶製造。カッコは自動車部品。



「電子部品・デバイス等製造業」最低賃金についての使用者側の基本的主張 (改正の必要性の審議)

昨年までの審議でも同様の意見を述べてきておりますが、改めて考え方を申し上げます。

特定最賃の運用方針については、中賃審の答申・報告で示されております。

ご承知のとおり、そのポイントとしては

- ・ 新産別最賃は、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の観点の確保から地域最賃より高い最賃を必要と認めるものに限定して設定すべきとされており、更に事業の公正競争の確保の観点から、同種の基幹的労働者に最賃を設定する必要がある産業が公正競争ケースとされています。また基幹的労働者の対象数は原則1000人程度を基準にして、地域の実情に応じて決定するとされております。
- ・ 平成4年の中賃公正競争検討小委員会報告では、公正競争の確保とは、賃金の不当な切り下げ防止によって達成されるものとされ、その役目は地域最賃で確保されており、「より高いレベルでの公正競争」の確保を目的とされています。また、必要性の諮問は原則として行うべきとされていますが、一方で競争関係にないことが明らかなものは除くとされています。
- ・ 平成14年報告では、相当数の労働者が1000人を下回ったものについては、申出を受けて廃止等について調査審議を行うこととされています。

このポイントを基本に考え方を申し上げます。

「電子部品デバイス等(略)製造業」の最賃が設定された当時とは、環境は大きく変わっており、申出にあるように最賃の適用対象者も439名と、すでに1000人を大きく下まわる状況が続いており、復活の様子も見られません。しかし、これまで産別の労働者側や使用者側から廃止の申し出がなく労働局長から諮問されていませんが、平成14年報告に基づけば廃止の調査審議が行うべき状況になっていると考えます。

また、改正の必要性の諮問について、申し出にある疎明資料の3社がどこであるか、労働局の調査対象企業名は非公表ということで推察にはなりますが、以前参考人としておいただいた企業の社長も、本日の参考人企業とは扱う製品が異なると言っておりますし、調査対象外である100人以上の企業の製品が中小型液晶ディスプレイであるとする、平成4年の報告にあります、そもそも諮問の条件となる競争関係が3社にあるのか精査が必要ではないかと思えます。

今年、中央の政労使による賃上げ圧力の中で、地域最賃は大幅な改正が行われました。中小零細事業者には労務費の負担が増加しており、事業や雇用に影響がでないのか懸念しているところです。

参考人には失礼かもしれませんが、高知県において「電子部品デバイス等(略)製造業」は、過去に高知県に大手企業の工場が進出していただき、製造品出荷額において県内トップを占めていた時代もあったようですが、その工場も撤退し、出荷額は下位クラスに転じており、経済規模は大きく縮小しているのが現状と言わざるを得ません。この状況で、地域最賃が大幅に引き上げられるなかで、他の製造業と比べて更に高く設定する必要はないと考えています。

以上から、現行の793円が特定最賃として公表されることは、高知県の電子部品デバイス産業は低賃金との誤解をまねく恐れもあり適当だとは思いますが、法の定めにより地域最賃より高くなければならないという条件がある以上、改正の必要性はなしと判断せざるを得ません。

最後に、繰り返しになりますが、本特定最賃は長らくその役割を果たしてきましたが、現状ではその役割を一旦終えるべきでないかと思えます。本委員会の必要性の有無の審議決定は全会一致が原則ですので、本委員会において特定最賃の改正も廃止も困難であると思われませんが、このままだと最賃法第17条により労働局長による廃止手続きが行われるのか、見解をお伺いしたいと思います。

以上

業務改善助成金の申請状況

業務改善助成金の申請受付及び交付件数

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度 (8月末時点)	
	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定
件数	2	1	12	10	18	14	43	37	239	196	48	38
交付金額	478,000		13,984,000		8,605,000		29,019,000		214,917,000 (交付決定金額)		45,841,000 (交付決定金額)	